明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二七七）　二
○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（二七八）　三
○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令（二七九）　三
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八〇）　四
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八一）　四
○大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（二八二）　四
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二八三）　四

〔府　令〕
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七八）　六

〔省　令〕
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二四、一二五）　九

〔告　示〕
○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号及び第八十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示（厚生労働二八六）　三六
○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号、第八十六条及び第百三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示（同二八七）　三四
○特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら及びめばち（インド洋協定海域）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一六九二）　九
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一六九三）　三五

〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　四四
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決関係　五二
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　五二
会社その他
会社決算公告　七七

本号で公布された法令のあらまし

◇令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二七七号）（内閣府本府）

1　令和六年六月八日から七月三〇日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(二)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(三)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(四)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(五)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(六)　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(七)　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(八)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(九)　山形県最上郡鮭川村の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二七八号）（農林水産省）

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六三号）の施行期日は、令和六年一〇月一日とすることとした。